論点Ⅱ　関連資料

１　自主防災組織

２　婦人防火クラブ

３　少年消防クラブ

４　防災教育

５　警察・自衛隊との連携

自主防災組織とは

○ 地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的な防災活動を行っている組織
　－ 災害対策基本法では「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている
○ 主に町内会・自治会等の規模で設置・運営されており、組織の隊員はその地域に住んでいる住民（平成23年4月1日現在、組織数146,369団体、隊員数は約3,798万人）
○ 大規模災害時に行政機関による救助が困難な場合、自主防災組織による自助・共助が非常に重要である

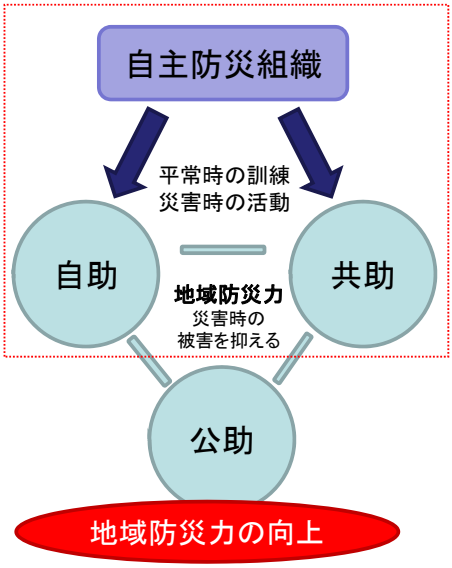

防災倉庫・防災資機材

防災訓練

主な活動

平常時
- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握
- ・防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災資機材の備蓄と整理、点検

災害発生時
- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出、救護
- ・給食、給水

☆自主防災組織の育成のため、市区町村において防災資機材購入費や組織運営費用に対する補助、防災資機材等の現物支給などが行われている

☆消防庁では、自主防災組織活動を進めるための指針（手引）の作成・配布、出前講座等を通して、自主防災組織活動を推進している

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日現在）による集計

婦人（女性）防火クラブ

1　経緯

安全な地域社会づくりを目指して

総務省（旧自治省）消防庁　→　都道府県
『予防行政の運営方針について』（昭和37年４月６日）

婦人(女性)防火クラブ
少年消防クラブ
幼年消防クラブ
　→ 積極的な結成を図る

原点は「家庭防火」 → 地域の実情や特性を活かした防火・防災活動
高齢化社会の到来に伴う福祉活動

2　現況

① 婦人（女性）防火クラブ数　　10，381クラブ
② 婦人（女性）防火クラブ員数　1，569，716人（H23．4現在）

3　活動事例

① 防災知識の普及啓発
② 応急救護訓練
③ 住宅用火災警報器の設置推進
④ 消火訓練、消火器取扱訓練
⑤ 放水訓練　　など

住宅用火災警報器設置についての実態調査

※東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のデータについては、前年数値（平成22年4月1日現在）による集計

少年消防クラブ

1. 少年消防クラブとは

①10歳以上15歳以下の少年少女を中心として編成（当初）

－ 対象年齢を小学校低学年まで引き下げている例も多い
－ 平成20年11月、対象年齢を18歳まで引き上げる等の対応を要請

②子どもたちが防火・防災について学び、訓練や講習など様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身につけることを目的

消防訓練

2. 少年消防クラブの現況 （平成23年5月現在※）

① 少年消防クラブ数　　4，913　クラブ
② 少年消防クラブ員数　　約43　万人

3　少年消防クラブ活動事例

① 防災訓練等への参加、消防訓練（実技）
② 防火、防災知識の普及（講義）
③ 行事・コンクールへの参加
④ 学校内の安全点検
⑤ 防災マップ作り　　等

防火啓発活動

※ 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県は平成22年5月の値を使用

自主防災組織活動事例

忘れない　阪神・淡路大震災～安全・安心のまちづくり～

愛宕一之部防災会(東京都港区)

東京・新橋駅周辺のビジネス街並びに繁華街が混在する地区を活動範囲としており、平成12年4月に17町会・自治会で結成された。消防署、消防団と連携して毎年発災対応型訓練を実施するとともに、初期消火訓練、自動体外式除細動器(AED)を活用した心肺蘇生法、震災用救助資器材取扱訓練等を行うことで、防災行動力の向上を図っている。

また、消防水利の不足地帯であることから、雨水貯留槽を設置するとともに、駅前大型スクリーンにより火災予防、火災による死者防止、消防団員募集、住宅用火災警報器設置促進などの広報を行っている。その他、近隣の福祉施設と災害時応援協定を結ぶなど、広域的な協力体制を構築している。

大型スクリーン広告「新橋ファロビジョン」

JR新橋駅西口駅前広場雨水貯留槽

第12回防災まちづくり大賞　消防科学総合センター理事長賞（一般部門）受賞

（財）消防科学総合センターHPより

婦人（女性）防火クラブの取組

婦人（女性）防火クラブの主な活動例としては、火災予防の啓発活動があります。地域住民や児童・生徒などに対する火災予防に関する知識の普及啓発や、消火器取扱訓練などの実演を通した火災予防のための技術向上に貢献しています。

さらに、地震時の家具転倒防止に関する知識の普及啓発、応急救護訓練の実施、消防団等と連携した地域の防災訓練への参加、災害時における炊き出しなどの後方支援活動などが実施されています。このほか、東日本大震災においては、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等、各地のクラブが様々な形で支援活動を行っています。

住宅用火災警報器設置推進活動
〔伊勢崎市女性防火クラブ〕
（提供：群馬県伊勢崎市）

住宅用火災警報器の普及促進のため高齢者宅の訪問
〔うるま市女性防火クラブ〕
（提供：沖縄県 うるま市消防本部）

紙人形劇による防火意識の啓発活動
〔倉敷市女性防火クラブ協議会〕
（提供：岡山県倉敷市）

炊き出し〔日立市女性防火クラブ連絡協議会〕

募金活動〔伊勢崎市女性防火クラブ〕
（提供：群馬県伊勢崎市）

東日本大震災における婦人防火クラブの活動状況

被災地で

炊き出し
- -避難所での炊き出し
- -他市町村への炊き出し応援

町内会等と共同で避難所運営

支援物資の仕分け・分配

ボランティア活動

県外避難者の受入れ先で

避難所での支援
- -炊き出し
- -食事の準備への協力

全国で

義援金の提供
- -募金活動
- -チャリティーバザー

支援物資の募集・提供

（写真提供：伊勢崎市）

少年消防クラブの活動

五戸高校少年消防クラブ（青森県五戸町）

平成22年3月末、日本消防協会副会長でもあります川崎七保五戸町消防団長の働きかけにより、青森県内ではもちろん東北地方でも珍しい高校生の消防クラブが結成されました。

クラブ員は21名。うち半分が女性ですが消防に関心のあるメンバーが集まり、初代隊長には将来消防職員を目指す川守田義仁君が就任しました。

結成当初から約1ヶ月後の五戸地区消防団連合観閲式に参加することが決まっており、初日から早速規律訓練を行い、整列や動作の仕方を地元消防署員や消防団員から指導を受けました。その後も訓練に励み即席ではありましたが、迎えた観閲式では整列と分列行進を堂々と披露することができました。

今後は初期消火や応急手当など実技体験をしながら消防防災を学んでいく予定です。

成城消防少年団（東京都世田谷区）

成城消防少年団は、東京都世田谷区の西に位置し、神奈川県と隣接する地域で、佐久間団長以下指導者16名、団員25名で活動しています。

活動は、初期消火訓練や応急救護訓練等、各種訓練をはじめ、防火防災の広報活動や老人ホーム訪問、夏季キャンプなど様々な知識や経験を身に付けられるよう内容を工夫しています。

昨年度は、発団30周年の年にあたり、記念式典には、お世話になった方や地域の人たちをお招きし、日頃の訓練成果を披露しました。また、8月30日の東京都世田谷区調布市合同総合防災訓練では、消防隊や消防団、ハイパーレスキュー隊と一緒に訓練を実施し、私たちの行ったD型可搬ポンプによる消火活動や救助活動に対し、猪瀬直樹東京都副知事から激励をいただきました。

D型可搬ポンプ操法は、中学生団員が繰り返し訓練しているもので、今年度の新中学生団員も消防職員やサブリーダーから厳しい訓練指導を受けました。

成城消防少年団の卒団者の多くは、東京消防庁災害時支援ボランティアに登録するなど、地域防災に貢献しています。

（財）日本防火協会発行 「少年消防クラブニュース」（創刊号　H22．6）より

第９　自主防災体制

１　地域の自主防災組織

(1) 地域の自主防災組織の活動カバー率

消防庁では、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の育成強化を推進するよう、都道府県、市区町村等に要請しており、平成 23 年 4 月 1 日現在、1,619 市区町村のうち、1,497 団体（92.5%）で自主防災組織が設置されている。

なお、自主防災組織数は 137,759 組織、自主防災組織活動カバー率（総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は 75.5%であり、活動カバー率の推移は、表 9-1 のとおりである。また、活動カバー率の高い都道府県は、愛知県 97.4%、兵庫県 95.5%、静岡県 95.2%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域では活動カバー率が高いという特徴がある。

表 9-1　地域の自主防災組織活動カバー率

区　　分	市区町村数	管内世帯数（A）	自主防災組織を有する市区町村数	組織されている地域の世帯数　（B）	活動ｶﾊﾞｰ率（B/A)%	対前年差
平成23年４月１日現在	1,619	51,623,556	1,497	38,984,131	75.5%	＋1.1
平成22年４月１日現在	1,750	53,362,801	1,621	39,720,704	74.4%	＋0.9
平成21年４月１日現在	1,800	52,877,802	1,658	38,865,083	73.5%	＋1.8
平成20年４月１日現在	1,811	52,324,877	1,649	37,504,103	71.7%	＋1.8
平成19年４月１日現在	1,827	51,713,048	1,632	36,179,843	69.9%	＋3.0

(2) 地域の自主防災組織数等

平成 23 年 4 月 1 日現在、137,759 組織が結成されており、その内訳は、町内会単位で結成されているものが 130,304 組織(94.6%)、小学校区単位で結成されているものが 2,888 組織(2.1%)、その他のものが 4,567 組織(3.3%)となっている。また、自主防災組織の隊員数は、36,103,118 人となっている。

表 9-2　地域の自主防災組織の組織数等

区　　分	自主防災組織数	自主防災組織数内訳			隊員数	規約等を定めている組織数
		町内会単位	小学校区単位	その他		
平成23年４月１日現在	137,759	130,304	2,888	4,567	36,103,118	94,777
平成22年４月１日現在	142,759	134,265	2,821	5,673	36,820,485	99,333
平成21年４月１日現在	139,316	130,754	2,834	5,728	36,467,807	97,258
平成20年４月１日現在	133,344	124,421	2,668	6,255	35,223,085	92,435
平成19年４月１日現在	127,824	118,853	2,757	6,214	33,157,185	86,632

(3) 地域の自主防災組織の位置づけ

市区町村における自主防災組織の位置づけについては、表 9-3 のとおりであるが、平成 23 年 4 月 1 日現在、地域防災計画において、自主防災組織に関する事項を規定している市区町村は、1,327 団体（82.0%）である。また、自主防災組織の設置に関する条例又は規則を定めている市区町村は、全国で 42 団体（2.6%）、同じく要綱を定めている市区町村は 395 団体（24.4%）である。

表 9-3　地域の自主防災組織の位置づけ　（市区町村数）

区　　分	市区町村数	地域防災計画において自主防災組織について規定している市区町村数	自主防災組織の設置に関する条例等を有する市区町村数		自主防災組織連合体を有する市区町村数
			条例・規則	要綱	
平成23年４月１日現在	1,619	1,327	42	395	307
平成22年４月１日現在	1,750	1,389	47	396	327
平成21年４月１日現在	1,800	1,421	49	398	309
平成20年４月１日現在	1,811	1,409	47	401	280
平成19年４月１日現在	1,827	1,359	40	388	262

(4) 地域の自主防災組織の育成指導状況

自主防災組織の育成指導状況は、表 9-4 のとおりであるが、平成 23 年 4 月 1 日現在、育成・指導研修は、主として市町村の防災主管課、消防本部・消防署等が主体となり行われており、その方法としては防災訓練、パンフレット・手引き書等の活用等となっている。

表 9-4　地域の自主防災組織の育成指導状況（その１）　（市区町村数）

区　　分	消防署・消防団との関係		
	平常時の訓練指導に当たっている	災害時には消防署・団の下部組織として活動	災害時には独自の判断により活動
平成23年４月１日現在	1,013	445	926
平成22年４月１日現在	1,113	529	997
平成21年４月１日現在	1,141	564	1,000
平成20年４月１日現在	1,139	593	981
平成19年４月１日現在	1,121	602	947

表 9-4　地域の自主防災組織の育成指導状況（その２）　（市区町村数）

区　分	リーダーの育成・指導研修									
	育成・指導研修の主体					育成・指導研修の方法				
	消防本部、消防署	消防団	市町村の防災主管課	警察	その他	訓練を通じて	手引き書等の配布	講演会等を開催	リーダー研修会開催	その他
平成23年４月１日現在	733	489	960	30	134	1,007	756	630	501	108
平成22年４月１日現在	824	565	1,021	32	140	1,112	820	704	539	118
平成21年４月１日現在	857	595	1,013	31	139	1,151	830	714	529	119
平成20年４月１日現在	867	601	1,005	37	134	1,158	836	718	525	116
平成19年４月１日現在	870	606	960	36	113	1,154	828	708	488	103

(5) 地域の自主防災組織の任務及び活動状況

自主防災組織は、規約等により平常時又は災害時においての活動内容を定めており、その状況は、表 9-5 のとおりである。平成 23 年 4 月 1 日現在、平常時の任務とされている活動項目は、主として防災訓練、防災知識の啓発、災害時の任務とされている活動項目は、主として初期消火、情報の収集・伝達、住民の避難誘導となっている。

表 9-5　地域の自主防災組織の任務としている活動内容（その１）　（組織数）

区　分	平常時				
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	ﾊﾞｹﾂ、消火器等の配布又は共同購入	その他
平成23年４月１日現在	122,088	113,048	84,682	46,118	26,854
平成22年４月１日現在	126,049	118,174	88,540	47,384	26,914
平成21年４月１日現在	122,669	113,118	82,345	40,215	25,881
平成20年４月１日現在	116,111	107,551	76,681	37,342	24,526
平成19年４月１日現在	111,183	102,241	72,925	38,530	23,687

表 9-5　地域の自主防災組織の任務としている活動内容（その２）　（組織数）

区　分	災害時						
	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
平成23年４月１日現在	83,183	120,299	121,131	112,711	117,345	100,841	37,742
平成22年４月１日現在	86,096	123,910	126,778	116,637	121,315	104,531	38,965
平成21年４月１日現在	82,700	120,516	123,526	113,809	118,552	101,393	38,235
平成20年４月１日現在	77,432	113,030	118,408	107,616	111,420	94,999	30,773
平成19年４月１日現在	74,107	107,831	114,365	102,626	106,266	89,353	28,896

また、平成 22 年度の活動実績は表 9-6 のとおりである。

表 9-6　地域の自主防災組織の活動内容（その１）　（延べ回数）

区　分	平常時				
	防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	ﾊﾞｹﾂ、消火器等の配布又は共同購入	その他
平成22年度	88,236	67,976	51,588	15,410	19,802

表 9-6　地域の自主防災組織の活動内容（その２）　（延べ回数）

区　分	災害時						
	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
平成22年度	13,163	24,814	20,302	16,914	17,861	17,675	7,519

(6) 地域の自主防災組織の資機材等保有状況

資機材を保有する自主防災組織の状況は表 9-7 のとおりである。平成 23 年 4 月 1 日現在、初期消火用資機材、情報連絡用資機材、ヘルメット・防火衣等の個人装備等を保有する組織の割合が高くなっている。また、消火活動を行うための可搬式動力ポンプを所有している組織は 12.2%である。

表 9-7　地域の自主防災組織の資機材保有状況（その１）

区　分		消火器、バケツ等初期消火用資機材	情報連絡用資機材		ジャッキバール等救助用資機材	テント、担架等避難・救出用資機材	土のう用袋、かけや等水防用資機材
			携帯用無線通信機	ハンドマイク			
平成23年４月１日現在	組織数	62,228	11,848	58,964	46,396	50,247	26,682
全137,759組織	割合	45.2%	8.6%	42.8%	33.7%	36.5%	19.4%
平成22年４月１日現在	組織数	66,110	11,739	62,687	46,929	53,611	27,183
全142,759組織	割合	46.3%	8.2%	43.9%	32.9%	37.6%	19.0%
平成21年４月１日現在	組織数	64,287	11,463	60,393	44,867	50,967	25,589
全139,316組織	割合	46.1%	8.2%	43.3%	32.2%	36.6%	18.4%
平成20年４月１日現在	組織数	62,122	10,705	57,729	42,227	48,532	23,477
全133,344組織	割合	46.6%	8.0%	43.3%	31.7%	36.4%	17.6%
平成19年４月１日現在	組織数	58,762	9,673	54,567	39,058	44,638	22,387
全127,824組織	割合	46.0%	7.6%	42.7%	30.6%	34.9%	17.5%

表 9-7　地域の自主防災組織の資機材保有状況（その２）

区　分		救急医療用セット等救護用資機材	ヘルメット、防火衣等個人装備品	ビデオ装置等防災知識普及用資機材	可搬式動力ポンプ
平成23年４月１日現在	組織数	39,804	68,005	2,169	16,863
	割合	28.9%	49.4%	1.6%	12.2%
平成22年４月１日現在	組織数	42,843	68,126	2,176	17,426
	割合	30.0%	47.7%	1.5%	12.2%
平成21年４月１日現在	組織数	41,379	65,973	1,981	17,624
	割合	29.7%	47.4%	1.4%	12.7%
平成20年４月１日現在	組織数	38,688	65,017	1,938	17,734
	割合	29.0%	48.8%	1.5%	13.3%
平成19年４月１日現在	組織数	36,529	61,557	2,361	18,031
	割合	28.6%	48.2%	1.8%	14.1%

(7) 地域の自主防災組織の設立運営に対する助成の状況

消防庁としては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度から自主防災活動用の資機材の整備を促進するための国庫補助制度を創設し、自主防災組織等の活動の一層の推進を図っていた。市区町村においても、同様の補助制度等の整備が進められている。なお、国で行われていた補助金制度は、平成１８年度に三位一体の改革の一環で税源移譲された。

ア　補助金

自主防災組織を育成するために、平成23年4月1日現在、1,619市区町村のうち、795市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、平成22年度は、実際に753市区町村が補助金の支給を行っており、これに要した経費は全国で27億5,528万円となっている。

イ　現物支給

平成23年4月1日現在、1,619市区町村のうち、329市区町村において、自主防災組織に対する資機材等の支給を行う制度を設け、平成22年度は、実際に259市区町村が資機材等の支給を行っており、これに要した経費は全国で5億1,124万円となっている。

表9-8　地域の自主防災組織の設立運営に対する助成市町村数

区　　分	市区町村数	補助金の状況			現物支給の状況		
		制度を有する市区町村数	補助金交付市区町村数	金　額（単位:千円）（注）	制度を有する市区町村数	現物支給市区町村数	金　額（単位:千円）（注）
平成23年４月１日現在	1,619	795	753	2,755,277	329	259	511,244

注　金額は、それぞれ前年度中の実績額を示す。

2　事業所の自主防災体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限にくい止めるためには、火災初期の適切な対応が重要であることから、消防用設備等の設置維持というハード面の対策とともに、事業所の関係者が自らを守るというソフト面の対策である自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

また、事業所の防災組織が、地震などの大規模災害に備え、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制を構築することは、地域防災力の充実強化に効果的である。

なお、平成23年4月1日現在、事業所の自衛消防組織の状況は、表9-9のとおりである。

表 9-9　事業所の自衛消防組織の状況

区　　分	消防法第８条の２の５第１項に基づく自衛消防の組織数	消防法施行規則第３条第１項に基づく自衛消防の組織数	その他の法令に基づく自衛消防の組織数	市町村条例、規則に基づく自衛消防の組織数	事業所において任意に設置している自衛消防の組織数
平成23年４月１日現在	88,308	903,013	2,116	1,022	1,632

3　婦人（女性）防火クラブの状況

婦人（女性）防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における防火の分野では大きなウェイトを占める主婦等が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合にお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会を作るため、初期消火訓練、炊き出し訓練、防火防災意識の啓発等の活動を行っている。

なお、平成 23 年 4 月 1 日現在、組織数は、8,021 団体、約 112 万人となっている。

表 9-10　婦人（女性）防火クラブの状況

区　　分	婦人（女性）防火クラブ数			
			うち、規約等を定めている組織	
	組織数	人　員	組織数	人　員
平成23年４月１日現在	8,021	1,118,828	4,811	750,363

4　少年消防クラブの状況

少年消防クラブは、少年少女により編成されるもので、この年代から火災・災害を予防する方法等を身近な生活の中に見出すとともに、研究発表会、ポスター等の作成、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における防火防災を図るために組織づくりが進められている。

なお、平成 23 年 5 月 1 日現在における少年消防クラブは 4,495 組織、約 40 万人となっており、学校単位で組織されているもの（69.4%）が多い。

また、少年消防クラブの指導者数は、約 1 万 3 千人となっている。

表 9-11　少年消防クラブの状況

区　　分	クラブ数　計	内　　訳（クラブ数）					クラブ員数　計
		学校単位		市町村単　位	地　区単　位	その他	
		小学校	中学校				
平成23年５月１日現在	4,495	2,558	563	56	1,064	254	401,183

５　幼年消防クラブの状況

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地づくりのため、９歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成 23 年 5 月 1 日現在の組織数は 1 万 2,968 団体、約 111 万人となっており、幼稚園や保育園単位で組織されているものがほとんど（98.6%）である。

また、幼年消防クラブの指導者数は、約 10 万 2 千人となっている。

表 9-12　幼年消防クラブの状況

区　　分	クラブ数計	内　　訳（クラブ数）					クラブ員数計
		幼稚園・保育園単位	学　校単　位	市町村単　位	地　区単　位	その他	
平成23年５月１日現在	12,968	12,790	89	13	62	14	1,105,126

注　本資料中における平成23年度分の各数値は、平成23年３月11日の東日本大震災により被災した岩手県、宮城県、福島県を調査対象外として算出したものである。

地域防災スクールの推進

地域防災スクールとは

○市町村等において実施される、自主防災組織、児童、生徒等の地域住民に対して、防災活動や消防についての理解促進のための基礎知識や基本的な技術を広く伝え、将来の地域防災を担う人材を育成する取り組み。

○消防職員・消防団員等が指導者となって実施し、地域住民が初期消火、避難、救出・救助、応急救護などの防災に関する知識や技術を身につけることを目指す。

推進支援策

【教材の作成・提供】

消防庁では平成21年度、地域防災スクールにおいて活用できる指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成し、平成22年3月に都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会及び消防署等に配布しました。また、本教材については、消防庁ホームページの防災・危機管理e-カレッジ（http://www.e-college.fdma.go.jp/）からダウンロードできます。

指導者用防災教材「チャレンジ！防災４８」

消防庁では平成22年3月、子どもたちが小さいころから防災に興味を持ち、災害時の身の安全の確保、初期消火、応急救護など、発達段階に応じた実践的な防災知識を身につけてもらうことを目的とした防災教材「チャレンジ！防災48」を作成した。

○都道府県、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、消防署、消防団等へ約1万7千部配布し、さらに総務省消防庁の防災・危機管理eーカレッジ（http://www.e-college.fdma.go.jp/）にて公開。

○ただ聞くだけの座学ではなく、実技的な要素を多く含む実践的な教材となっている。

○年代別に区分されたコンテンツメニューが数多く用意されているため、指導者が教育現場に合った項目を選んで指導できる。

○災害に関する映像（動画）・写真をDVD教材に多数収録しており、実際の災害の怖さや迫力を体感できる。

本教材の内容
①指導者用テキスト
②実技・演習等を補完する補助教材
③災害に関する映像・写真
④参考資料

・「チャレンジ！防災48」をより有効に活用して頂けるよう、活用にあたってのポイントや、実際に活用して防災教育を実施した事例を紹介した、活用事例集を作成。消防庁ホームページに掲載
（http://www.e-college.fdma.go.jp/bosai/bousai48.pdf）

学校安全の推進に関する計画（平成 24 年 4 月 27 日）【概要】

1. 背　景

学校保健安全法の制定（旧学校保健法の改正、平成 21 年 4 月施行）

→「国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする」（第 3 条第 2 項）

2. 期　間

平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間

3. 概念図

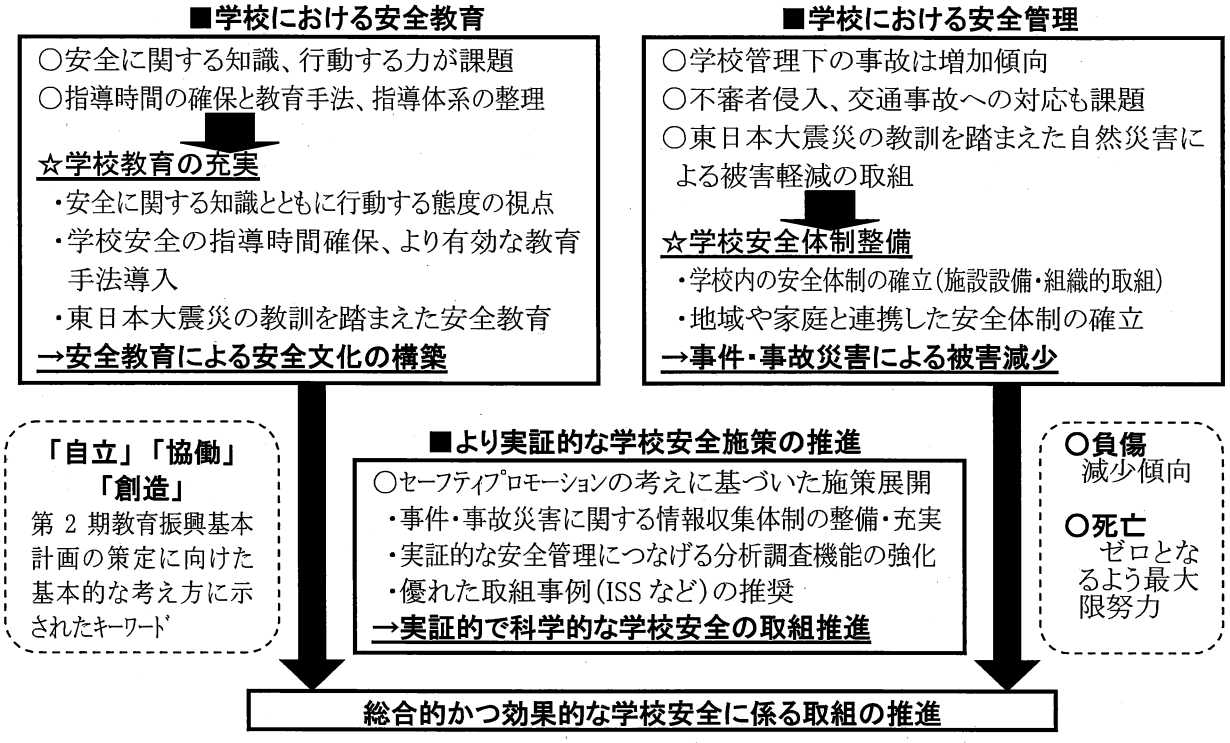

4. 学校安全を推進するための方策

1. 安全に関する教育の充実方策
- ○安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- ○教育手法の改善
- ○安全教育に係る時間の確保
- ○避難訓練の在り方
- ○児童生徒等の状況に応じた安全教育
- ○情報社会への対応
- ○原子力災害への対応

2. 学校の施設及び設備の整備充実
- ○学校施設の安全性の確保のための整備
- ○学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進
- ○学校安全計画の策定と内容の充実
- ○学校における人的体制の整備
- ○学校における安全点検
- ○学校安全に関する教職員の研修等の推進
- ○危険等発生時対処要領の作成と事件・事故災害が生じた場合の対応

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進
- ○地域社会との連携推進
- ○家庭との連携強化

・国内外の取組も含め、学校安全に係る情報収集・提供を強化

・独立行政法人日本スポーツ振興センター等と連携して学校安全に係る調査・分析を強化

平成 24 年 4 月 27 日閣議決定

学校安全の推進に関する計画（抜粋）

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

４．地域社会，家庭との連携を図った学校安全の推進

（１）地域社会との連携推進

＜課題と方向性＞

○ 学校内外にかかわらず児童生徒等の安全を確保するためには，学校，家庭及び自治会，商店街組織，大学生など多様な層からなる地域のボランティア等が協力して児童生徒等を守るための活動を行う。学校においては，防犯を含む生活安全，交通安全，災害安全などに関して専門的知識を有し，活動を行っている関係機関や団体，民間事業者（交通安全教育に関する教習所など）と連携して，安全のためのより効果的な取組を進めていくことが必要である。

○ 安全教育は，学校だけが行うのではなく，保護者や地域住民も参加して行うことが重要である。各学校においては，コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援地域本部等をはじめ，地域のパトロール隊やスクールガード（安全ボランティア），消防団や災害時安全ボランティア等と連携することが重要である。

○ 学校の防災訓練に地域住民の協力を得るだけでなく，地域の一員として児童生徒等が防災訓練に参画して，発達の段階に応じた役割を体験的に学ぶことによって，大人になった時にその地域を守る意識の向上に資することが期待できる。

＜具体的な方策＞

○ 学校における児童生徒等に対する防災教育によって地域の防災力が高まるという効果も期待されるため，国は，特に学校における防災教育の推進が図られるよう，学校や学校の設置者と当該地域の防災部局や気象台，消防機関等との連携を促す。

警察との連携

○　捜索活動時、発見した遺体は、警察に連絡した上引渡しを行い、警察が町指定安置所に搬送を実施。（岩手県山田町）

○　被災地における不審者対応等のため、警察と連携して自主的な防火・防犯活動を実施。（岩手県陸前高田市）

○　行方不明者捜索活動において、（行方不明者に関する情報を警察と交換しつつ）地域の状況を熟知した消防団員ならではの捜索活動により、効率的な救助・捜索活動ができた。（宮城県内）

自衛隊との連携

【消防団と自衛隊が合同で検索活動を実施】

○　鳥喰溜池において、3月29日から7日間、自衛隊と合同で検索活動を実施。（福島県南相馬市）

○　延べ200人の消防団員が対応。

○　この活動で、5名のご遺体を発見。